

# 越生町土砂の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例

## （目的）

第1条 この条例は、土砂の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、土砂の堆積による土壤の汚染を防止し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂 土砂及びこれに混入し、又はこれに付着したものであつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

## （町の責務）

第3条 町は、土砂の堆積による土壤の汚染を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。

## （土砂の堆積を行う者の責務）

第4条 土砂の堆積を行う者は、土砂の堆積による土壤の汚染の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

## （土地の所有者、管理者又は占有者の責務）

第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、土砂の堆積による土壤の汚染を防止するため、当該土地を適正に管理しなければならない。

## （汚染された土砂の堆積の禁止）

第6条 土砂の堆積を行う者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質による汚染の状態が規則で定める基準（次項において「土壤基準」という。）に適合しない土砂を土砂の堆積に使用してはならない。

2 町長は、土壤基準に適合しない土砂が土砂の堆積に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂の堆積を行っている者又は土砂の堆積に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## （堆積に係る土地の汚染調査）

第7条 土砂の堆積を行う者は、当該土砂の堆積に着手した日から起算して3月ごと（土砂の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が3月に満たない場合にあっては、完了又は廃止のとき）に、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を町長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

- (1) 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満  
(土砂の堆積に係る区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該土砂の堆積に係る区域に隣接する土地において、当該土砂の堆積を行う日前5年以内に土砂の堆積が行われ、その面積と合算した面積が500平方メートル以上となる場合を除く。) 及び3,000平方メートル以上の土砂の堆積
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積であって、当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則で定めるところにより、町長に届け出たもの
- (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壤の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、土砂の堆積による土壤の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

(関係書類の閲覧)

第8条 土砂の堆積を行う者は、規則で定めるところにより、当該土砂の堆積を行っている間、前条又は次条の規定により町長に提出した書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(報告の徴収)

第9条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂の堆積を行う者又は土砂の堆積に係る土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土

砂の堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土砂の堆積の場所の土砂を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第12条 第6条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- （1） 第7条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- （2） 第9条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- （3） 第10条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則（平成16年条例第7号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

#### 附 則（平成22年条例第17号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年3月4日条例第103号）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以

下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の越生町土砂のたい積の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けて行われている土砂の堆積に関する旧条例第4条、第5条、第8条から第18条まで及び第22条から第27条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間(当該許可の期間が満了する日までに旧条例第22条の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間)は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第6条第1

項又は第9条第1項の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

- 4 施行日前に旧条例第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して行われた土砂の堆積に関する旧条例第4条、第5条、第22条第2項、第23条、第25条及び第27条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 5 施行日前にされた旧条例第22条第2項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第25条及び第27条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 施行日前にした行為及び附則第4項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。